

四日市市告示第 524 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第13条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 11月 1日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数  
別表のとおり
- 2 移動した年月日  
別表のとおり
- 3 放置されていた区域  
別表のとおり
- 4 保管場所  
第1保管場所 四日市市安島一丁目地内  
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間  
移動日から起算して90日
- 6 連絡先  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係  
電話 354-8154

（都市整備部 道路管理課）

別表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成30年8月1日	垂坂町 地内	1 台
平成30年8月1日	中部 地内	1 台
平成30年8月7日	大矢知町 地内	1 台
平成30年8月7日	青葉町 地内	1 台
平成30年8月8日	東日野町 地内	1 台
平成30年8月13日	山城町 地内	1 台
平成30年8月20日	桜花台二丁目 地内	1 台
平成30年8月22日	日永東三丁目 地内	1 台
平成30年8月22日	河原田町 地内	1 台
平成30年8月24日	東坂部町 地内	1 台
平成30年8月29日	楠町 地内	1 台
合 計		11 台